

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
（ 公 印 省 略 ）

不燃材料を定める件の一部を改正する件等の施行について（技術的助言）

不燃材料を定める件の一部を改正する件（令和4年国土交通省告示第599号）は、令和4年5月31日に公布、同日施行されることとなった。

ついては、その運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

なお、都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の5の規定により、特殊建築物の一定の居室等は防火性能を有するよう壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに一定の防火性能を有する材料を使用しなければならない。一方で、壁土については、不燃材料を定める件（平成12年建設省告示第1400号）に位置付けられていないため、

- ・土壁で造られた既存建築物を店舗やホテルなどに用途変更する場合には、同条の規定への適合が求められ、壁を現しのままとすることができない
- ・木造などの壁のボードの上に土を塗って仕上げる設計ができない

等の課題があるとの指摘がある。

今般、建築基準整備促進事業により、一定の厚さを有する壁土について、所定の防火性能を満たすことが確認されたことを踏まえ、不燃材料を定める件について、所要の改正を行うこととした。

2. 告示改正の概要

不燃材料に「厚さが10mm以上の壁土」を追加する。

3. 不燃材料としての壁土の組成について

「厚さ10mm以上の壁土」については、土壁に含有可能な最大量の藁すき（原土と骨材を合わせた乾燥質量に対して質量比3.2%）を用いて最も不利な条件の仕様で試験を行い、不燃材料としての性

能が確保されることを確認したものであるが、施工性を高める等の目的で合成樹脂系の混和材を添加する場合については、実験等で不燃性能を確認できておらず、本改正告示に規定する仕様の壁土に該当しないため、大臣認定を取得することが必要になる。

4. 大臣認定における基材としての壁土の取扱について

本改正告示の施行日前に認定された不燃材料（準不燃材料及び難燃材料を含む。）の大臣認定について、その基材の仕様として不燃材料に係る包括的な記載がある場合であっても、当該基材の仕様の適用範囲には壁土を含まないことに留意されたい。

※不燃材料に係る包括的な記載の例

- ・平成 12 年建設省告示第 1400 号に例示された不燃材料
- ・建築基準法第 2 条第 9 号に適合するものとして、大臣が指定又は認定した不燃材料
- ・不燃材料

5. その他

一般社団法人日本左官業組合連合会において、壁土の使用箇所や組成などの不燃材料として建築物に使用する場合にあたっての基本的な考え方、これに基づく材料の調合・施工にあたっての留意事項について、設計者・施工者向けにとりまとめた「壁土を不燃材料として建築物に用いる場合の壁土仕上げ標準施工要領」が発行予定とされているため、必要に応じて参照されたい。

(URL) <http://www.nissaren.or.jp/17589>